

京都府初「体験の機会の場」の認定について

株式会社京都環境保全公社

2023年11月24日

当社は、環境教育の機会として多くの見学者を受け入れています。普段目にする機会がない産業廃棄物処理施設を間近で見ることで、廃棄物が資源に生まれ変わるリサイクル処理の工程や、焼却炉の熱エネルギーを利用している様子、リサイクルも熱エネルギー利用もできない廃棄物を環境への影響がないように埋立処分する様子などを学ぶことで、環境に対する意識や行動の変化が図られた環境人材の育成に注力して参りました。

この度、これまでの取り組みが評価され、環境省の推進する「環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場」※として京都府初の認定を11月24日に受けましたのでお知らせいたします。京都市の当社伏見環境保全センターにおいては、既に2023年3月20日に京都市から認定をいただいておりますので、当社の産業廃棄物処理施設は全てが「体験の機会の場」認定施設となります。これを機に当社は実体験を取り入れた環境教育をさらに推進し、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材の育成に貢献して参ります。



瑞穂センター施設外観



認定授与の様子



埋立処分場見学の様子



排水処理施設見学の様子



分別学習の様子

1. 認定を受けた事業所

株式会社京都環境保全公社 瑞穂環境保全センター

(〒622-0304 京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石 2-1)

2. 「体験の機会の場」で実施する内容

産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）、排水処理施設を無料でご見学いただけます。

(※オンラインでの見学も可能。)

3.認定の期間

2023年11月24日～2027年12月31日

4.お問合せ

見学に関するお問合せ、申込等は直接、以下の二次元コード（当社ホームページ）からお願いします。



株式会社京都環境保全公社

電話：075-622-8080

ホームページ：<https://www.kyoto-kankyo.net>

窓口：環境技術部 環境管理室

※「体験の機会の場」認定制度とは

環境教育等促進法第20条に基づく制度で、土地・建物を自然体験活動等の体験活動の場として提供する場合に、都道府県知事、政令指定都市市長等の認定を受ける制度です。認定に当たっては、安全確保や実施体制に関する事などが要件となっており、環境教育の質の高さを担保するとともに、安心して参加できる体験活動の機会の提供につながっています。現在、当社を含め全国で30カ所が体験の機会の場として認定を受けています。



体験の機会の場認定制度マーク